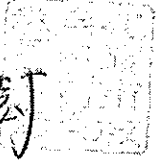


札幌市教育委員会学校等使用規則及び博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和3年10月4日

札幌市教育委員会
教育長

檜 田 英 樹



札幌市教育委員会規則第8号

札幌市教育委員会学校等使用規則及び博物館の登録に関する規則
の一部を改正する規則


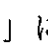


(札幌市教育委員会学校等使用規則の一部改正)

第1条 札幌市教育委員会学校等使用規則（昭和27年教育委員会規則第8号）
の一部を次のように改正する。

(1) 第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「第238条の4第4
項」を「第238条の4第7項」に、「基いて」を「基づき」に、「こ
とを目的」を「もの」に改める。

(2) 第9条の2を削る。

(3) 様式1中

「職業氏名 」を「職業氏名 」に、
「札幌市教育委員会殿」を「（宛先）札幌市教育委員会」に、
「管理職員 」を「管理職員 」に改め、同様式
に備考として次のように加える。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用
することができる。

(4) 様式2を次のように改める。

様式2

第 号

年 月 日

様

札幌市教育委員会 印

使用許可書

年 月 日申請の行政財産使用について、下記のとおり許可します。

記

- 1 使用場所
- 2 使用期間
- 3 使用目的
- 4 入場予定人員
- 5 特別な設備の程度


注1 使用については、札幌市教育委員会学校等使用規則（昭和27年教育委員会規則第8号）
を守ること。

- 2 使用料は、別紙納入通知書により使用期日前に納付すること。
- 3 使用の際は、この許可書及び使用料の領収書を管理職員に提示すること。
- 4 使用の準備その他清掃整頓等については管理職員の指示に従うこと。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

(博物館の登録に関する規則の一部改正)

第2条 博物館の登録に関する規則(平成27年教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

様式1、様式3及び様式4中「」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。